

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和2年度
計画主体	鹿児島県西之表市

## 西之表市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 鹿児島県西之表市役所農林水産課  
所在地 鹿児島県西之表市西之表 7612 番地  
電話番号 0997-22-1111 (内線 244)  
ファックス 0997-24-3115  
メールアドレス rinmu@city.nishinoomote.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	シカ、カラス、カモ、ヒヨドリ
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	鹿児島県西之表市

※捕獲可能なカモの種類は、以下のとおりとする。

マガモ,カルガモ,コガモ,ヨシガモ,ヒヨドリガモ,オナガガモ,ハシビロガモ,ホシハジロ,キンクロハジロ,スズガモ,クロガモ

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和元年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
シカ	水稻	2,472 千円 2.76 ha
	豆類	156 千円 0.07 ha
	果樹(くり等)	14 千円 0.02 ha
	飼料作物(牧草等)	4,989 千円 8.02 ha
	野菜(スナップエンドウ等)	868 千円 0.20 ha
	いも類(サツマイモ等)	17,420 千円 10.60 ha
	工芸作物(さとうきび等)	3,813 千円 3.73 ha
	その他(フリージア等)	446 千円 0.14 ha
	小計	30,178 千円 25.54 ha
カラス	豆類	348 千円 0.15 ha
	果樹(びわ等)	126 千円 0.07 ha
	飼料作物(ローズグラス等)	173 千円 0.55 ha
	野菜(スナップエンドウ等)	2,612 千円 0.47 ha
	いも類(サツマイモ等)	817 千円 0.52 ha
	小計	4,075 千円 1.77 ha
カモ	水稻	1,527 千円 1.70 ha
	小計	1,527 千円 1.70 ha
ヒヨドリ	果樹(びわ等)	129 千円 0.10 ha
	野菜(ブロッコリー等)	3,334 千円 0.95 ha
	いも類	2,175 千円 0.68 ha
	小計	5,638 千円 1.74 ha
	合計	41,417 千円 30.75 ha

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

## (2) 被害の傾向

### ①シカ

●被害の規模において、被害総面積 30.75ha の約 83%に当たる 25.54ha、また被害総額 41,417 千円の約 72.8%に当たる 30,178 千円をシカによる被害が占める状況となっている。シカによる被害額の 57.7%に当たる 17,420 千円がイモ類であり、そのほとんどがサツマイモである。H30 年度と比較すると、野菜及び工芸作物への被害が大幅に減少しているが、飼料作物及び水稻への被害の増加や新たに果樹への被害が確認されるなど、他の作物への被害が増加しており、被害額全体としては微増している。

●被害の発生時期は作物によって異なるが、主に生育期、収穫期に多く発生しており、工芸作物はそれに加え、植付期にも被害が発生している。

●被害区域は市内全域であり、近年では市街地近くのほ場にも被害が及んでいる。

また、どの地区においてもシカによる被害が一番多く、国上、上西、現和、住吉では他と比較して発生件数が特に多く見られる。

### ②カラス

●カラスによる被害面積は 1.77ha、被害額は 4,075 千円である。

●野菜やイモ類への被害の減少が顕著であり、他の作物においても減少傾向にある。唯一、果樹の被害が増加しているが、H30 年度と比較すると、被害全体としては約 60%減少している。

その他には、畜産飼料の食害や子牛への攻撃等、畜産関連の被害情報もある。

●被害の発生時期は主に収穫期だが、植付期には苗の引き抜きなどの被害もある。

●被害は市内全域の民家や畜舎周辺で多く見られ、銃器による捕獲の制限があるため、捕獲器による対策を行っているが、範囲が限られることから広域での対策に苦慮している。

### ③カモ

●被害報告は水稻のみで、被害面積は 1.70ha、被害額は 1,527 千円である。H30 年度と比較すると被害は微増している。

●被害の発生時期は毎年、植付期、生育期に一定の被害が報告されている。植付期の被害については、生産者が補植を行うため、被害報告が無い年もある。

●被害区域は市内全域の水田地域に集中している。

### ④ヒヨドリ

●ヒヨドリによる被害面積は 1.74ha、被害額は 5,638 千円である。

●野菜及び果樹への被害の増加に加え、イモ類への被害が皆増しており、H30 年度と比較すると、被害額が約 50 倍増加している。野菜の被害の内訳としては、スナップエンドウが 51.6%、ブロッコリーが 34.3%を占めている。

●被害の発生時期は秋から春の収穫期に集中しているが、被害面積・額は飛来数や気候の影響により、年によって大きく変動するため、被害の予測が困難である。

### (3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）	軽減率
<b>（被害金額）</b>			
シカ	30,178 千円	21,124 千円	30%
カラス	4,075 千円	2,852 千円	30%
カモ	1,527 千円	1,068 千円	30%
ヒヨドリ	5,638 千円	3,946 千円	30%
合計	41,417 千円	28,991 千円	30%
<b>（被害面積）</b>			
シカ	25.54 ha	17.88 ha	30%
カラス	1.77 ha	1.24 ha	30%
カモ	1.70 ha	1.19 ha	30%
ヒヨドリ	1.74 ha	1.22 ha	30%
合計	30.75 ha	21.53 ha	30%

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

### (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>・シカについては、年間を通して農作物等への被害が多く、捕獲の強化を図るため、わな免許取得者（H30 年度 7 人、R 元年度 6 人、R2 年度 5 人）を増加させる取組みと捕獲機材（箱わな・くくりわな）の導入・修繕を行った。</p> <p>○H29 年度 くくりわな 55 基 （市単独分のみ）</p> <p>○H30 年度 くくりわな 123 基 （うち 28 基は市単独分）</p> <p>○R 元年度 くくりわな 50 基</p> <p>また、被害を未然に防止・軽減するため、予察に基づく計画的な有害鳥獣捕獲を実施した。</p> <p>・カラスについては、広範囲にわたり、農作物・畜産への被害が多く、予察に基づく計画的な有害鳥獣捕獲を実施した。また、捕獲器を導入し、より効率的な捕獲を実施した。</p> <p>○H28 年度 カラス捕獲器 2 基</p> <p>○H29 年度 カラス捕獲器 4 基 （うち 2 基は市単独分のみ）</p> <p>・カモについては、被害が水稻に集中しており、4・5 月を中心に予察に基づく計画的な有害鳥獣捕獲を実施した。</p>	<p>・猟友会による銃器、わなでの捕獲を実施しているが、捕獲数の少ない地域・場所でのシカによる被害は増加傾向にある。捕獲地域が偏らないよう有害捕獲の班編成を整備し、地域（大字・字）ごとに細かな指示を行い、必要に応じて地区を限定した一斉捕獲を行う必要がある。</p> <p>・自衛のために、ほ場関係者にわな免許を取得させる取組みと、わな慣れさせないための効果的な捕獲技術を修得させる必要がある。</p> <p>・カラス等については、民家や畜舎周辺での被害報告が多く、猟友会による銃器での捕獲は場所によっては制限があるとともに、生息数も増加傾向にあることから対策に苦慮している。捕獲器材を導入し、銃器によらない捕獲を実施する必要がある。また、効果的な捕獲を行える捕獲器の設置場所の選定も進めていく必要がある。</p>

<p>・ヒヨドリについては、被害の年変動が非常に大きく、被害発生の情報収集と予察に基づく計画的な有害鳥獣捕獲を実施した。</p> <p>・捕獲等に関する取組については、市猟友会員を捕獲従事者として有害鳥獣捕獲を指示した。</p> <p>・捕獲に対して、有害鳥獣対策支援事業により、捕獲実績に応じて報奨金を支給した。</p> <p>○H29 年度有害鳥獣対策支援事業 市捕獲報奨金・捕獲実績</p> <table border="0"> <tr><td>シカ</td><td>6,000 円/頭</td><td>2,000 頭</td></tr> <tr><td>カラス</td><td>1,000 円/羽</td><td>134 羽</td></tr> <tr><td>カモ</td><td>1,000 円/羽</td><td>1 羽</td></tr> <tr><td>ヒヨドリ</td><td>1,000 円/羽</td><td>0 羽</td></tr> </table> <p>○H30 年度有害鳥獣対策支援事業 市捕獲報奨金・捕獲実績</p> <table border="0"> <tr><td>シカ</td><td>6,000 円/頭</td><td>2,509 頭</td></tr> <tr><td>カラス</td><td>1,000 円/羽</td><td>528 羽</td></tr> <tr><td>カモ</td><td>1,000 円/羽</td><td>4 羽</td></tr> <tr><td>ヒヨドリ</td><td>1,000 円/羽</td><td>0 羽</td></tr> </table> <p>○R 元年度有害鳥獣対策支援事業 市捕獲報奨金・捕獲実績</p> <table border="0"> <tr><td>シカ</td><td>6,000 円/頭</td><td>2,501 頭</td></tr> <tr><td>カラス</td><td>1,000 円/羽</td><td>696 羽</td></tr> <tr><td>カモ</td><td>1,000 円/羽</td><td>0 羽</td></tr> <tr><td>ヒヨドリ</td><td>1,000 円/羽</td><td>0 羽</td></tr> </table> <p>・捕獲したシカ、カモ、ヒヨドリについては、一部自家消費を含むが、捕獲数の増加や従事者の高齢化により個体の引き出しや現場での埋設に多大な労力が必要であることから、埋設場を整備して、規定に基づき適正に処理している。</p>	シカ	6,000 円/頭	2,000 頭	カラス	1,000 円/羽	134 羽	カモ	1,000 円/羽	1 羽	ヒヨドリ	1,000 円/羽	0 羽	シカ	6,000 円/頭	2,509 頭	カラス	1,000 円/羽	528 羽	カモ	1,000 円/羽	4 羽	ヒヨドリ	1,000 円/羽	0 羽	シカ	6,000 円/頭	2,501 頭	カラス	1,000 円/羽	696 羽	カモ	1,000 円/羽	0 羽	ヒヨドリ	1,000 円/羽	0 羽	<p>・鳥類による被害が増加しており、猟友会と協力し捕獲・追払いを進める必要があるが、銃器による捕獲を行う従事者の高齢化・減少が進んでいるため、担い手育成が急務である。</p> <p>・効果的に農作物被害の軽減を図るため、有害鳥獣対策支援事業（報奨金）を継続する必要がある。</p> <p>・有害鳥獣の生息実態・個体数調査の結果をもとに、農作物被害防止に効果的な捕獲を行い、適正な個体の管理を行う必要がある。</p> <p>・全地域において、猟友会と連携し、地域ぐるみで箱わな等の設置場所の見回り・点検など、捕獲作業に協力して取組み、捕獲体制を強化することが急務である。</p>
シカ	6,000 円/頭	2,000 頭																																			
カラス	1,000 円/羽	134 羽																																			
カモ	1,000 円/羽	1 羽																																			
ヒヨドリ	1,000 円/羽	0 羽																																			
シカ	6,000 円/頭	2,509 頭																																			
カラス	1,000 円/羽	528 羽																																			
カモ	1,000 円/羽	4 羽																																			
ヒヨドリ	1,000 円/羽	0 羽																																			
シカ	6,000 円/頭	2,501 頭																																			
カラス	1,000 円/羽	696 羽																																			
カモ	1,000 円/羽	0 羽																																			
ヒヨドリ	1,000 円/羽	0 羽																																			

<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>・国・県の鳥獣被害対策実践事業を活用し侵入防止柵を設置した。早期の未然防止対策として、市単独事業で鳥獣被害防止ネットの購入助成も継続して実施した。</p> <p>・シカ侵入防止柵（県補助事業【国庫事業】）</p> <p>○H29年度 金網柵 L= 7,794 m  ○H30年度 金網柵 L= 14,616 m  ○R元年度 金網柵 L= 5,224 m</p> <p>・鳥獣被害防止ネット助成事業（市単独事業）</p> <p>○H29年度 シカ侵入防止 1,029 枚×100m  防鳥 114 枚  ○H30年度 シカ侵入防止 744 枚×100m  防鳥 137 枚  ○R元年度 シカ侵入防止 215 枚×100m  防鳥 109 枚</p> <p>・市鳥獣被害対策実施隊は、被害調査等のパトロールや、現地で農家への侵入防止柵の設置指導と併せて捕獲を実施することで、効果的な捕獲ができた。また、野生鳥獣を寄せ付けない環境整備を行うため、あらゆる機会を通して農作物残さの適正処理の指導を徹底した。</p>	<p>・野生鳥獣を寄せ付けない環境づくりのため、市鳥獣被害対策実施隊が中心となって、設置後の金網柵の管理について適切な指導を行う必要がある。</p> <p>・早期の未然防止対策として、市単独事業で鳥獣被害防止（シカ侵入防止・防鳥）ネットの購入助成を継続する必要がある。</p> <p>・猟友会や市鳥獣被害対策実施隊が中心となって、農作物残さの適正処理や侵入防止柵の設置指導を地域ぐるみで行い、鳥獣を寄せつけないための取組を継続して実施する必要がある。</p> <p>・野生鳥獣を寄せ付けないため、農作物残さの適正処理及び荒廃農地の解消等について、地域農政座談会や各種研修会を実施する。</p> <p>また、青果用さつまいもの残さについては、加工品として販路を開けないか検討する必要がある。</p>
----------------------	--	--

## (5) 今後の取組方針

西之表市では、被害防止計画を策定するにあたり、被害軽減目標を令和3年度より現状値（41,417千円、30.75ha）の30%減（28,991千円、21.53ha）とする。

これまで、西之表市では金網柵等の設置による侵入防止と、猟友会との連携による捕獲の強化を被害防除対策の両輪として行っており、被害拡大の抑制はできているが、適正な頭数管理までは至っていない。

今後は、侵入防止柵の効果的な設置方法及びこれまでに整備事業等で設置したのも含めた適切な維持管理の指導や地域と一体となった効率的な捕獲体制を構築するため、西之表市鳥獣被害対策協議会等において、更に具体的な研究・協議を行い、適正な個体数の管理が図られるよう体制を整備していく。

また、餌場となる農作物残さ処理の問題や住处となる荒廃農地の対策も含めて、地域住民の自己防衛及び耕作意欲の意識啓発を推進しながら、被害防除体制の確立に向けて取り組んでいく。

### 今後の計画

- ①野生鳥獣を寄せ付けない環境づくりのため、市鳥獣被害対策実施隊や「鳥獣被害防止活動お助け隊」が担当係と連携を図り、農作物残さの適正処理や侵入防止柵、ネットの設置及び管理指導を地域ぐるみで行い、地域での寄せ付けない活動を実施する。
- ②野生鳥獣を寄せ付けないために、農作物残さの適正処理及び荒廃農地の解消等について担当係と連携し、地域農政座談会や各種研修会を実施する。
- ③地域ぐるみでの鳥獣対策を推進するため、各地区でのマップ作成や話し合い活動をサポートする。
- ④猟友会と地域が一体となって捕獲活動に取り組むことで、捕獲体制の強化を図る。
- ⑤林野庁・環境省・鹿児島県といった関係機関と連携し、有害鳥獣の生息実態調査をすすめる。

## 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

4月1日から翌年3月31日までの期間において、被害発生予察に基づき、猟友会員（令和2年度は8班56人の猟友会員）である捕獲従事者に対し、計画的に有害鳥獣の捕獲を指示する。指示後、地域毎に編成された捕獲班が有害鳥獣捕獲を実施する。

また、農林業者等からの被害報告に基づき、農林水産課職員や「鳥獣被害防止活動お助け隊」が被害状況を調査後、捕獲が必要な場合、猟友会会員や狩猟免許を取得している市鳥獣被害対策実施隊の民間隊員10人に捕獲の指示を行う。

各地域での捕獲体制の充実を図るため、ほ場関係者を中心にわな免許取得の推進を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度	シカ カラス カモ ヒヨドリ	猟友会と連携して、ほ場関係者のわな免許取得を推進するなど、有害鳥獣捕獲従事者の確保・育成に取り組む。
令和4年度	シカ カラス カモ ヒヨドリ	猟友会と連携して、ほ場関係者のわな免許取得を推進するなど、有害鳥獣捕獲従事者の確保・育成に取り組む。
令和5年度	シカ カラス カモ ヒヨドリ	猟友会と連携して、ほ場関係者のわな免許取得を推進するなど、有害鳥獣捕獲従事者の確保・育成に取り組む。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>捕獲計画については、西之表市鳥獣対策協議会において、過去の捕獲状況、個体数調査、推測生息数、被害状況を参考に検討し、捕獲計画数が決定される。</p> <p>今期計画の年間捕獲計画数を下記のとおり設定し、被害報告の多い地区を中心にわなを主体とした捕獲を進め、適正な個体数の管理により農作物被害軽減に努めたい。</p> <p>① シカ</p> <p>予察に基づく計画的な捕獲対策を行い、捕獲実績は平成29年度・2,000頭、平成30年度・2,509頭、令和元年度2,501頭となっている。農作物への被害報告はほぼ横ばいであるが、依然として、ほ場での目撃情報や捕獲依頼があり、令和2年度の有害鳥獣捕獲指示で1日当たり約10頭を捕獲していることから、今期計画の年間捕獲計画数を3,000頭に設定する。</p> <p>② カラス</p> <p>捕獲実績は、平成29年度・134羽、平成30年度・528羽、令和元年度・696羽となっており、計画数を超える捕獲により農作物への被害は減少しているが、依然として捕獲依頼も増加傾向にあることから、今期計画の年間捕獲計画数を1,000羽とし、必要に応じた有害鳥獣捕獲を行う。</p> <p>③ カモ</p> <p>カモによる被害は水稻に集中している。捕獲実績は、平成29年度・1羽、平成30年度・4羽、令和元年度・0羽となっている。</p> <p>水稻への被害は減少せず、捕獲依頼もあることから、捕獲体制の強化に努め、今期計画の年間捕獲計画数を60羽とし、必要に応じた有害鳥獣捕獲を行う。</p> <p>④ ヒヨドリ</p> <p>捕獲実績は、平成29年度、平成30年度、令和元年度ともに0羽となっている。</p> <p>農作物被害は減少せず、捕獲依頼もあることから、捕獲体制の強化に努め、今期計画の年間捕獲計画数を100羽とし、必要に応じた有害鳥獣捕獲を行う。</p>



対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
シカ	3,000頭	3,000頭	3,000頭
カラス	1,000羽	1,000羽	1,000羽
カモ	60羽	60羽	60羽
ヒヨドリ	100羽	100羽	100羽

捕獲等の取組内容
<p>4月1日から翌年3月31日までの期間において、被害発生予察に基づき、猟友会員（令和2年度は8班56人の猟友会員）である捕獲従事者に対し、計画的に有害鳥獣の捕獲を指示する。指示後、地域毎に編成された捕獲班が有害鳥獣捕獲を実施する。</p> <p>農作物へ直接被害を及ぼす個体を効率的に捕獲するために、農家と猟友会の連携が図れるように連絡体制を構築する。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取り組み内容
該当なし

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

#### 4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
シカ	受益面積・18.09ha 事業量・11,307m 金網柵・11,307m	受益面積・20.00ha 事業量・10,000m 金網柵・10,000m	受益面積・20.00ha 事業量・10,000m 金網柵・10,000m

(注) 県補助事業による整備計画

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度	シカ カラス カモ ヒヨドリ	地域ぐるみで被害防止対策に取り組み、野生鳥獣を寄せ付けない環境をつくる。環境づくりのため、市鳥獣対策協議会や鳥獣被害対策実施隊、「鳥獣被害防止活動お助け隊」が中心となって、効果的な鳥獣被害防止ネット等の設置方法について適切な指導を行う。重点取組として、農作物残さの適正処理や侵入防止柵等の設置指導を地域ぐるみで行い、集団での追い払い活動等を実施する。
令和4年度	シカ カラス カモ ヒヨドリ	地域ぐるみで被害防止対策に取り組み、野生鳥獣を寄せ付けない環境をつくる。環境づくりのため、市鳥獣対策協議会や鳥獣被害対策実施隊、「鳥獣被害防止活動お助け隊」が中心となって、効果的な鳥獣被害防止ネットの設置方法について適切な指導を行う。重点取組として、農作物残さの適正処理や侵入防止柵等の設置指導を地域ぐるみで行い、集団での追い払い活動等を実施する。
令和5年度	シカ カラス カモ ヒヨドリ	地域ぐるみで被害防止対策に取り組み、野生鳥獣を寄せ付けない環境をつくる。環境づくりのため、市鳥獣対策協議会や鳥獣被害対策実施隊、「鳥獣被害防止活動お助け隊」が中心となって、効果的な鳥獣被害防止ネットの設置方法について適切な指導を行う。重点取組として、農作物残さの適正処理や侵入防止柵等の設置指導を地域ぐるみで行い、集団での追い払い活動等を実施する。

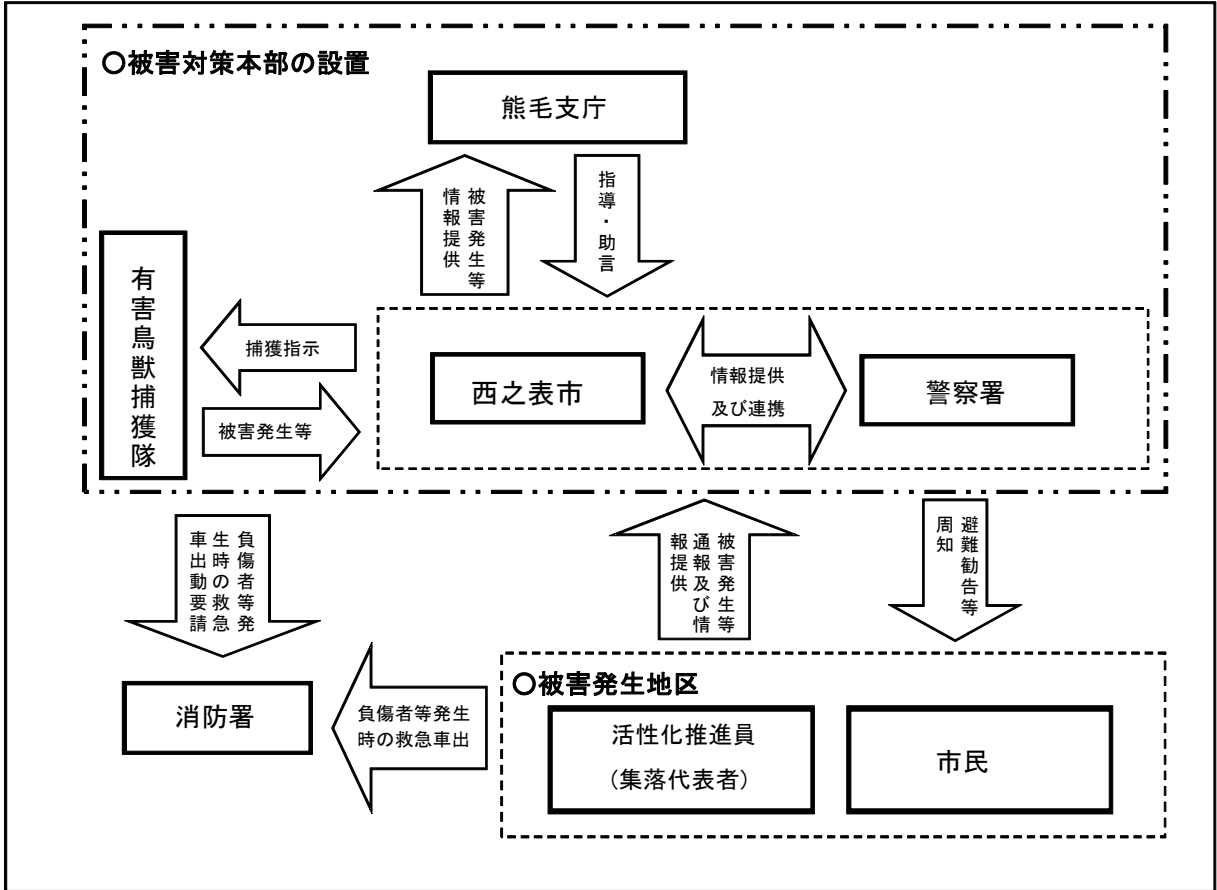
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関の名称	役割
西之表市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害対策本部の設置</li> <li>・人的被害等の情報収集</li> <li>・市民に対する周知（避難等の勧告）</li> <li>・関係機関の連絡調整</li> <li>・捕獲等被害対策の指示（許可）及び実施</li> </ul>
熊毛支庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法令及び被害防止対策の指導及び助言</li> </ul>
種子島警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の安全の確保（避難等の勧告）</li> <li>・銃器使用の捕獲時の指導及び助言</li> <li>・被害の発生や加害鳥獣の出没等に関する情報提供</li> </ul>
熊毛地区消防組合消防本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷者等発生時の緊急出動，救助，搬送</li> </ul>
西之表市有害鳥獣捕獲隊 （西之表市猟友会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加害鳥獣の緊急捕獲</li> <li>・被害の発生や加害鳥獣の出没等に関する情報提供</li> </ul>

活性化推進員 (集落代表者)	・被害の発生や加害鳥獣の出没等に関する情報提供
-------------------	-------------------------

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

シカは、埋設又は自家消費とし、自家消費された解体後の残さ等は埋設又は焼却処分とする。

鳥類のうち、カモ・ヒヨドリは自家消費か埋設又は焼却処分とする。カラスは埋設又は焼却処分とする。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

シカについては、島内で食肉として利用するための処理施設がないことから、自家消費による利用を推奨し、ジビエ認知の啓発を行う。

現状では、処理施設整備のために必要な捕獲から運搬までの猟友会との協力体制や施設運営・流通販売体制が整備されていない。

民間で施設設置された場合は、利用拡大や販路等の連携を検討する。

## 8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

協議会の名称	西之表市鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
西之表市役所農林水産課	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。有害鳥獣関連の情報提供、被害防止対策の指導を行う。
西之表市農業委員会	有害鳥獣関連被害等の情報提供を行う。
西之表市猟友会	有害鳥獣捕獲の実施と情報提供を行う。
西之表市区長会	各地区における被害状況の取りまとめと事務局への連絡を行う。
種子屋久農業協同組合	農業者に対し、被害防止対策の指導・情報提供を行う。
種子島警察署	従事者への銃器等使用の安全管理の指導を行う。
屋久島森林管理署西之表森林事務所	国有林に関する情報提供、被害防止対策の情報交換等を行う。
熊毛支庁農林水産部	有害鳥獣関連の情報提供、被害防止対策の指導を行う。
種子島森林組合	有害鳥獣関連の情報提供を行う。
西之表市鳥獣保護管理員	有害鳥獣の生息等の情報の提供を行う。

### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鹿児島県農村振興課	有害鳥獣関連の情報提供、被害防止対策の指導を行う。
鹿児島県自然保護課	生息調査・生態調査等に関する情報提供を行う。
西之表保健所	食肉加工施設等の整備に関する指導・助言を行う。

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 24 年 9 月 1 日に設置した鳥獣被害対策実施隊の令和 2 年度の隊員は、市職員 5 名と民間隊員 11 人（猟友会会員）で構成されており、民間隊員については、捕獲の専門的な立場から捕獲指導・追い払い、鳥獣の生息・被害調査、集落点検見回りなど、ワンランクアップした被害防止の実践的活動を主導したい。
--

#### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

平成26年度から市鳥獣対策協議会が独自に配置した「鳥獣被害防止活動お助け隊」を活用して、鳥獣の生態を知り、鳥獣から農作物を守るための集落座談会・研修会を開催する。

農家に対し、防止柵の効果的な設置方法や管理方法の指導を行い、被害防止施策を積極的に推進する。

鳥獣被害の軽減につながる有害鳥獣捕獲を行うため、農家からの被害情報を猟友会と共有し、迅速で効果的な捕獲活動を行う。

市鳥獣被害対策協議会と連携し、鳥獣を寄せ付けない取組の普及・啓発及び防除作業を実施する。

#### 9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

西之表市鳥獣対策協議会を中心に、関係機関(国・県)と連携し、被害防止施策に関する情報を共有することで、効率的且つ効果的な被害防止施策を実施する。

また、共同での講演会・情報交換会・現地研修会等を積極的に開催する。

#### その他

##### ○被害防止計画作成経過

計画作成年度	公表年月日
平成20年度(1期)	平成20年10月17日
平成24年度(2期)	平成24年 6月21日
平成24年度(2期変更)	平成26年 8月29日
平成26年度(3期)	平成27年 3月27日
平成29年度(4期)	平成30年 3月29日
平成29年度(4期変更)	令和 2年 3月31日
令和 2年度(5期)	令和 3年 3月31日